

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年９月２５日

大津市長 佐藤 健司

１ 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大津市生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット
更新工事に係るアスベスト調査業務
- (2) 履行期限 令和７年１１月３０日
- (3) 業務概要 仕様書のとおり

２ 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和７年度大津市委託業務等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア)親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ)ア又はイと同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 本業務において、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める者（直接的かつ恒常的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係にある者に限る。）に該当す

者を全て配置することができる者であること。

ア 作業責任者 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者若しくは同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日以前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、調査を行う時点においても引続き同協会に登録されている者

イ 作業員 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条に規定する作業主任者（石綿作業主任者に限る。）

ウ 調査分析者 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する石綿分析技術評価事業のカテゴリー1のうち、評価区分1における合格認定分析技術者及び評価区分3におけるAランク認定分析技術者

3 入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

(1) 受付期間

ア 持参による申請の場合 令和7年9月25日（木）から同年10月3日（金）まで（大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 郵送による申請の場合 令和7年9月25日（木）から同年10月3日（金）まで

(2) 受付場所 〒520-0814 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター
電話 077-527-0025

(3) 方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、第1号イの受付期間内に、前号の受付場所に到達するように郵送しなければならない。

4 契約条項を閲覧する場所

大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター（電話077-527-0025）

5 競争入札の日時及び場所

(1) 入札書の到達期限 令和7年10月16日（木）

(2) 入札（開札）日時 令和7年10月17日（金）午前10時

(3) 入札（開札）場所 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター1階事務所

(4) 郵送方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、これら以外の方法による郵送及び持参、電報、電子メール、ファックス等による提出は認めない。

(5) 入札書の送付先

〒520-0814 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター

6 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

7 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (3) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
- (4) 持参、宅配便等で大津市生涯学習センター宛てに直接提出された入札
- (5) 第5項第1号の到達期限より後に大津市生涯学習センターに到達した入札
- (6) 入札書が同封されていない入札
- (7) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (8) 入札書に記名押印がない入札
- (9) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (10) 入札書に委託業務名の記載のない入札又は記載された委託業務名に誤りのある入札
- (11) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (12) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。

8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり

入札説明書

本市が発注する「天津市生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット更新工事に係るアスベスト調査業務」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 天津市生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット更新工事に係るアスベスト調査業務
- (2) 履行期限 令和7年11月30日
- (3) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 天津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和6年度天津市委託業務等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア)親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ)(ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で

ある取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 本業務において、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める者（直接的かつ恒常的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係にある者に限る。）に該当する者を全て配置することができる者であること。
 - ア 作業責任者 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規定（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者若しくは同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日以前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、調査を行う時点において

- も引き続き同協会に登録されている者
- イ 作業員 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条に規定する作業主任者（石綿作業主任者に限る。）
- ウ 調査分析者 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する石綿分析技術評価事業の
カテゴリー1のうち、評価区分1における合格認定分析技術者及び評価区分3における
Aランク認定分析者

3 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。
- ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式1）
- イ 前項9号の資格を有することを証明できるもの
- ウ 実績調書（任意様式）
- (2) 前号アに掲げる書類の様式は、大津市ホームページからダウンロードして取得すること。なお、令和6年度大津市委託業務等入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、提出書類の申請者は受任者でもって記名・押印すること。ただし、実績調書に記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。
- (3) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において指定の提出方法により市長に提出すること。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間、受付場所及び受付方法は、次のとおりとする。
- ア 受付期間
- （ア）持参による申請の場合 令和7年9月25日（木）から同年10月3日（金）まで
（大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- （イ）郵送による申請の場合 令和7年9月25日（木）から同年10月3日（金）まで
- イ 受付場所
- 〒520-0814 大津市本丸町6番50号
大津市生涯学習センター（電話077-527-0025）
- ウ 方法
- 第4号イの受付場所に持参又は郵送により提出すること。
- 郵送の場合は、郵便局の窓口で「一般書留便」又は「簡易書留便」のいずれかの手続をし、入札参加資格審査結果通知書が到着するまで「受領証（お客様控）」を保管すること。郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請書等の到達確認の問い合わせには、一切応じない。
- なお、申請書等は第4号ア（イ）の受付期間に大津市生涯学習センターに必着とする。
- (5) 郵送費を含め書類の作成に係る費用は、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和7年10月7日（火）以降に入札参加資格審査結果通知書を電子メールにて通知する。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。
- (3) 入札参加資格がないと認定された者には、第1号の通知書にその理由を付す。なお、入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和7年10月10日（金）までに大津市生涯学習センターにその旨を記載した書面を提出すること。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約書及び仕様書については、大津市生涯学習センターにおいて閲覧することができる。

閲覧期間は、公告の日から令和7年10月3日（金）まで（大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則第3条第1項に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 入札方法

本件入札は、入札書を郵送する方法（以下「郵便入札」という。）により行い、入札者が一堂に会することなく執行する。

7 入札条件

- (1) 入札書の到達期限 令和7年10月16日（木）
- (2) 入札（開札）日時 令和7年10月17日（金）午前10時
- (3) 入札（開札）場所 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター1階事務所
- (4) 郵送方法

入札書を次号の封入方法で郵送により提出すること。

郵送は、郵便局の窓口で「一般書留便」又は「簡易書留便」の手続きをし、開札が終了するまで「受領証（お客様控え）」を保管すること。郵便事故等については申請者のリスク負担とし、申請者等到達確認の問い合わせには、一切応じない。

なお、入札書は第1号の到達期限内に必着とする。この場合において、指定した方法以外の郵送及び持参、電報、電子メール又はファックス等によるものは認めない。

- (5) 封入方法及び送付先

入札書を封筒に入れ、別記1「郵便入札送付用封筒記載例」に基づき、封筒表面には「開札日：令和7年10月17日」及び委託業務名「大津市生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット更新工事に係るアスベスト調査業務」を記入のうえ「入札書在中」と朱書きし、封筒表面又は裏面には入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記入し、「大津市生涯学習センターあて」として郵送すること。

- (6) 入札保証金

大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

- (7) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際は非公表とする。
- (8) 最低制限価格 設定しない。
- (9) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (10) 入札回数 3回までとする。
- (11) 支払条件 一括払いとし、検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内とする。
- (12) 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

この場合は、入札者があらかじめ入札書の「くじ番号」欄に記載した3桁の任意の値及び郵送の際の一般書留 便又は簡易書留便の引受番号受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたものを、別記2「くじによる落札決定の方法」に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果により落札者を決定する。

なお、「くじ番号」欄に3桁の任意の値が記載されていない場合は、「000（ゼロゼロゼロ）」を選択したものとする。

なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(13) 入札に関する注意事項

ア 見積内訳書

入札書には必ず見積内訳書（業務名、入札者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記載）を添えて第4号の郵送方法により提出すること。見積内訳書は一式計上ではなく、数量、単価を明示し、積算内容がわかるものとする。見積内訳書の提出がない場合は入札に参加できない。

なお、入札書の入札金額と見積内訳書の合計金額は、必ず一致させること。

ウ 入札書等は、大津市生涯学習センターに到着したときをもって入札書の提出があったものとみなし、生涯学習センター到達後の入札書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。また、郵便事故等については入札者のリスク負担とする。

エ 開札の立会

(ア) 入札参加者は開札に立会うことができる。ただし、立会いを希望する場合は、開札立会申請書（様式第2号）を令和7年10月16日（木）正午までに大津市生涯学習センターへ電子メール又はファックスにて送信しなければならない。

※ 電子メール又はファックス以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール又はファックスの送信に当たっては、確認のため、送信した旨、大津市生涯学習センターへ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先 アドレス otsu2462@city.otsu.lg.jp

送信先 ファックス番号 077-525-1490

電話番号 077-527-0025

(イ) 本人又は法人の代表者以外の者（以下「代理人」という。）が立会いを希望する場合は、立会人委任状（様式第3号）を開札当日に持参しなければならない。

(ウ) 代理人は、同一入札において、2者以上の代理人となることはできない。

(エ) 入札参加者に立会いを希望する者がいない場合は、施行令第167条の8第1項及び契約規則第10条第2項に基づき、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

(オ) (ア)に定めた期日までに開札立会申請書(様式第2号)の提出が無い者は開札に立会うことができない。また、開札立会申請書(様式第2号)が提出されている者であって代理人が立会を希望する場合、開札当日に立会人委任状(様式第3号)を持参しなければ開札に立会うことができない。

オ 入札の辞退

令和7年10月16日(木)午後5時までに大津市生涯学習センターへ辞退届(任意様式)を提出すること。

なお、入札書等を郵送した後であっても入札の辞退を認めるものとし、その申出は辞退届の提出をもって行う。

カ 費用の負担

郵送費を含め当該入札に係る費用については、入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

キ 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札説明会

実施しない。

ケ 現地の見学について

現地の見学について希望する場合は事前に電話、ファックス、電子メールのいずれかにより申し出ること。

コ 質問について

疑義等がある場合には令和7年10月3日(金)午後5時までに、様式3(ホームページに掲載)を使用して、大津市生涯学習センターへ電子メールにて送信すること。

※ 電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、確認のため、メール送信した旨を大津市生涯学習センターへ電話連絡すること。疑義がなければ提出不要。

送信先アドレス otsu2462@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-527-0025

質問回答予定 令和7年10月10日(金)午後1時 本市ホームページ上
(ホーム>事業者向け>入札・契約>一般競争入札>質問・回答)に掲載予定

サ 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札

(イ) その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

(ウ) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

- (エ) 宅配便等で大津市生涯学習センター宛てに直接提出された入札
- (オ) 第7項第1号の到達期限より後に大津市生涯学習センターに到達した入札
- (カ) 入札書が同封されていない入札
- (キ) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (ク) 入札書に記名押印がない入札
- (ケ) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (コ) 入札書に委託業務名の記載のない入札又は記載された委託業務名に誤りのある入札
- (サ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (シ) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。

シ 再度入札

開札の結果、落札となるべき者がなく当該入札を中止する理由もない場合は、2回を限度として再度入札を執行することとし、再度入札の入札書受付期間、入札（開札）日時その他必要事項を再入札通知書により通知する。

ただし、入札が無効とされた者は本件について再度入札に参加することができない。

ス その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

8 この入札に関する問合せ先

〒520-0814 大津市本丸町6番50号

大津市生涯学習センター 電話 077-527-0025

大津市生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット
更新工事に係るアスベスト調査業務 仕様書

- 1 委託業務名 大津市生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット更新工事に係るアスベスト調査業務
- 2 業務目的 大津市生涯学習センターエアハンドリングユニット及びファンコイルユニット更新工事着工前にアスベストの有無を確認するため
- 3 業務の内容
 - ・ 大気汚染防止法施工規則第16条の5第1項に則り、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行う。
 - ・ 大気汚染防止法施工規則第16条の5第2項に則り、建材中のアスベスト含有の有無について分析調査を実施する。受託者が試料の採取・分析・報告を行う。
 - ・ 大気汚染防止法施工規則第16条の8第1項に則り、本業務における調査結果の記録の作成を行う。
 - ・ 当該委託業務において次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める者を配置すること。また、配置される者は、直接的かつ恒常的な（公告日において3か月以上）雇用関係にある者であること。
 - ア 作業責任者 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有調査者若しくは同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日以前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者
 - イ 作業員 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条に規定する作業主任者（石綿作業主任者に限る。）
 - ウ 調査分析者 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する石綿分析技術評価事業のカテゴリー1のうち、評価区分1における合格認定分析者及び評価区分3におけるAランク認定分析者
- 4 履行期限
令和7年11月30日
- 5 調査箇所

- ・ 別紙指定の箇所 10か所
- ・ 定性分析の結果により、定量分析の対象検体数について契約内容と異なる場合には、市と協議を行い、必要に応じて市は変更契約を行う。
- ・ 別紙「調査対象場所一覧」に係るアスベスト分析調査建材に明記されているもの以外に、下地調整材が確認された場合には速やかに報告し、市は追加発注の変更契約を行う。
- ・ アスベストが含有している場合は、どの層にアスベストが含有しているか報告書に明示すること。
- ・ その他不明点については市と協議すること。

6 調査方法

- ・ アスベストの調査及び分析方法については、JIS A 1481（建材製品のアスベスト含有率測定法）とする。

7 成果物

- ・ 分析結果報告書（A4判サイズ） 2部
- ・ 調査箇所が分かる位置図及び写真を添付すること
- ・ 請求書

8 費用の負担

- ・ 調査に係る費用は全て受託者が負担するものとする。

9 適用法令

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ その他関係法令、規則、通達等
- ・ 大気汚染防止法

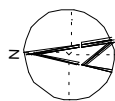
10 その他

- ・ 試料の採取後は、現況の機能を損なわない程度の補修をすること。
- ・ 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は市と協議し指示に従うこと。
- ・ 分析調査及び結果の速報の報告は令和7年11月30日までにを行うこと。
- ・ 成果物は委託期間内に提出すること。
- ・ 現場確認や作業に入る前には、事前に生涯学習センターに連絡し、日程

調整を行うこと。

アスベスト調査箇所一覧

No	棟	部 位	建 材	場 所	検体数
①	本館棟	天井	ロックウール岩綿吸音板	1 階相談室	1
②	本館棟	天井	石こうボード	1 階男子女子便所	1
③	本館棟	天井	ロックウール岩綿吸音板	1 階視聴覚ライブラリー	1
④	ホール棟	天井	石こうボード	2 階レクレーション室	1
⑤	本館棟	天井	石こうボード	PH前室	1
⑥	本館棟	天井	石綿セメント珪酸カルシウム板	1 階廊下湯沸室	1
⑦	本館棟	天井	化粧石こうボード+木目プリント	1 階和室	1
⑧	本館棟	天井	木毛セメント板	地階空調機械室	1
⑨	本館棟	グラスウール	グラスウール	1 階空調機械室	1
⑩	本館棟	吹付タイル	吹付タイル	1 階南西非常口前廊下	1



前面道路(県道大津湖岸線)



生涯学習センター
平成4年3月新築

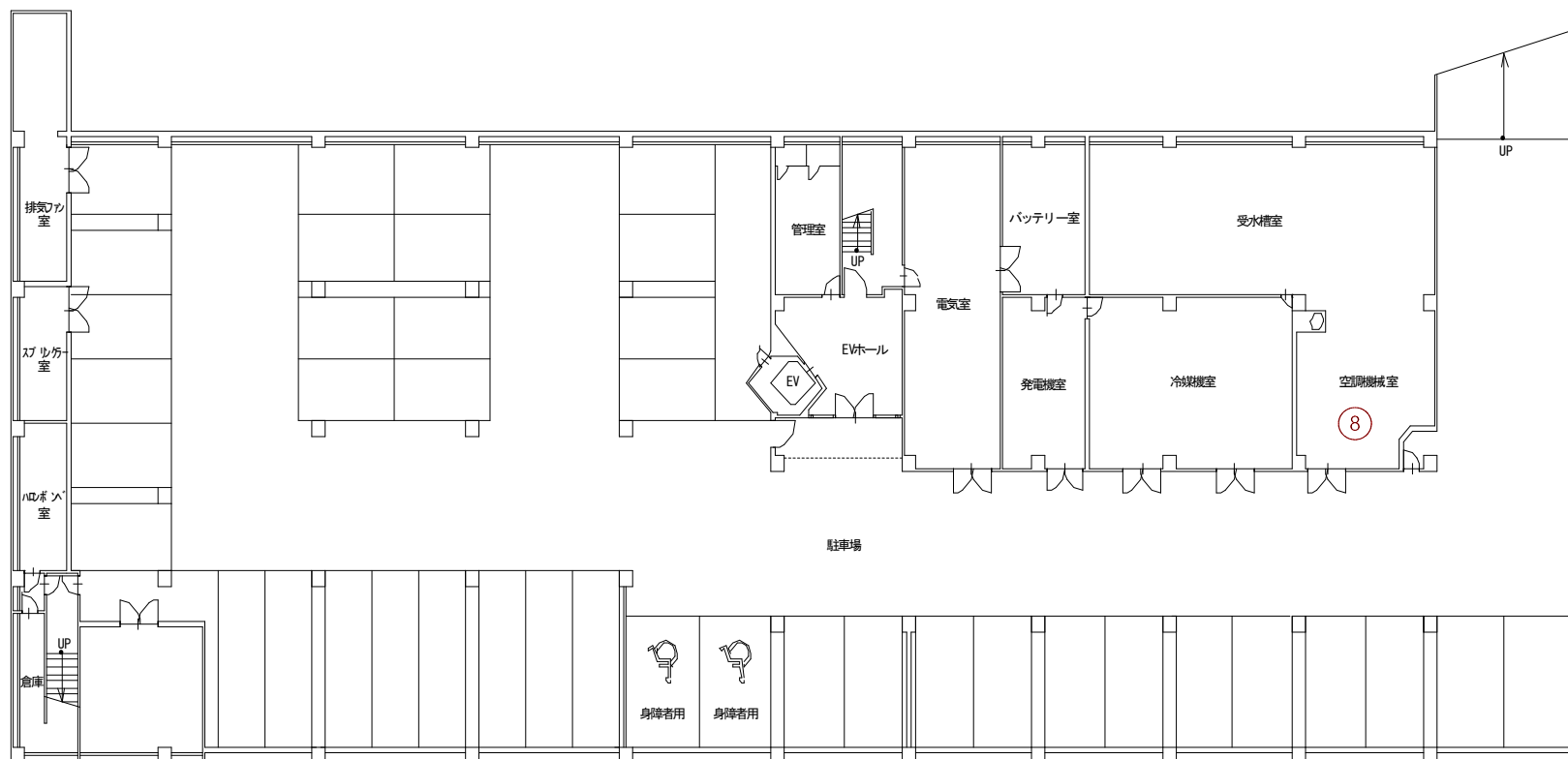
①-1



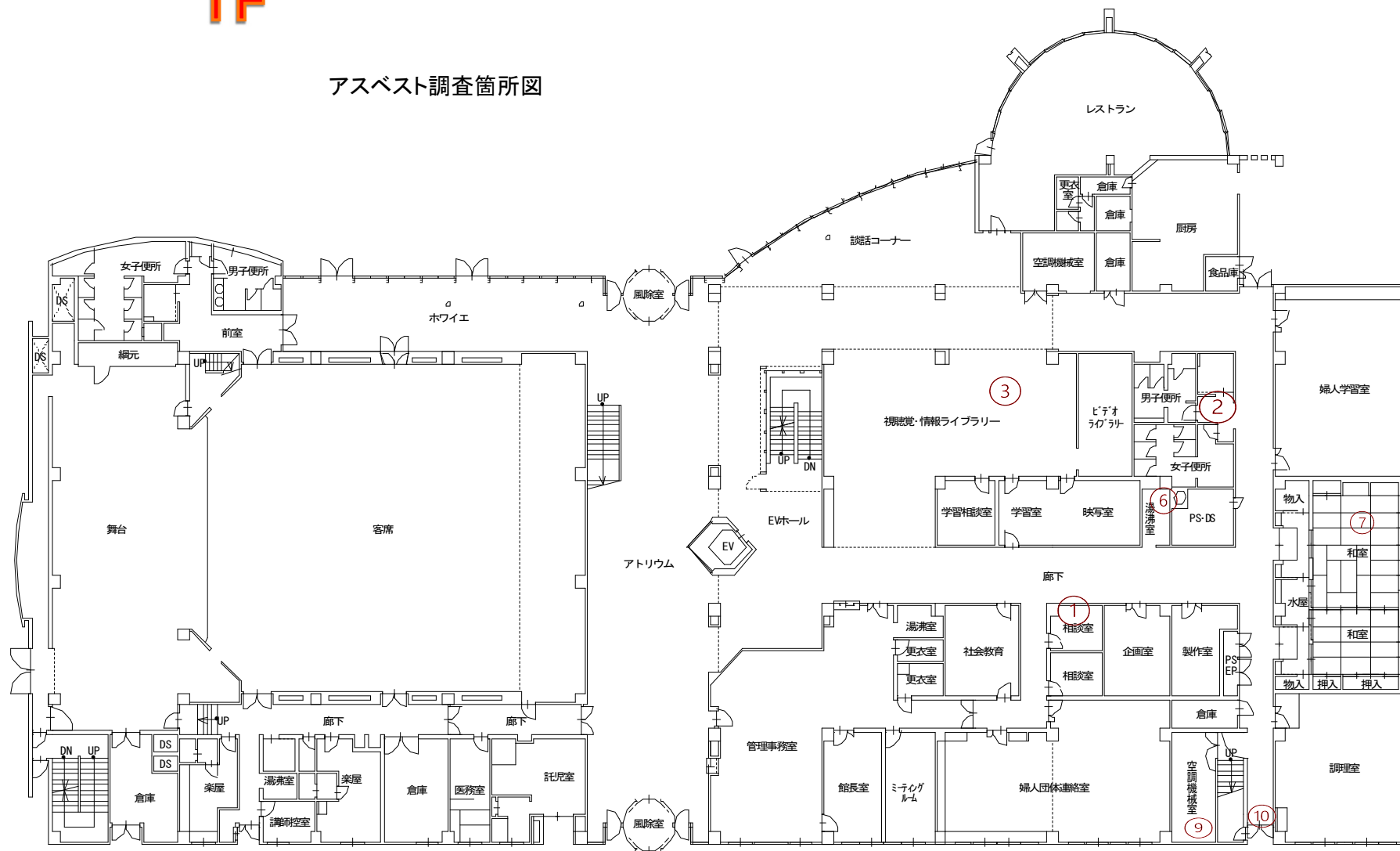
前面道路(市道)

BF

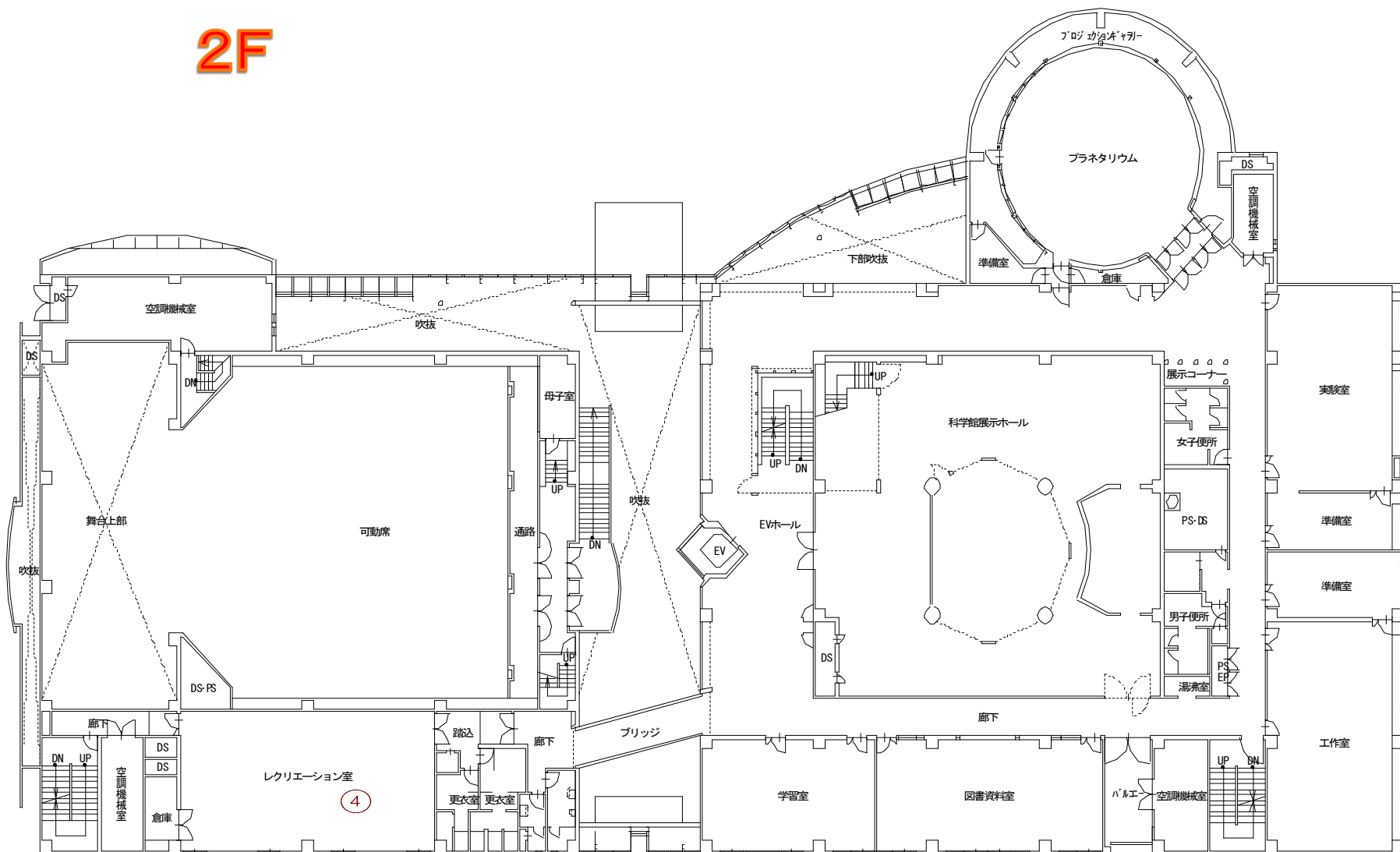
アスベスト調査箇所図



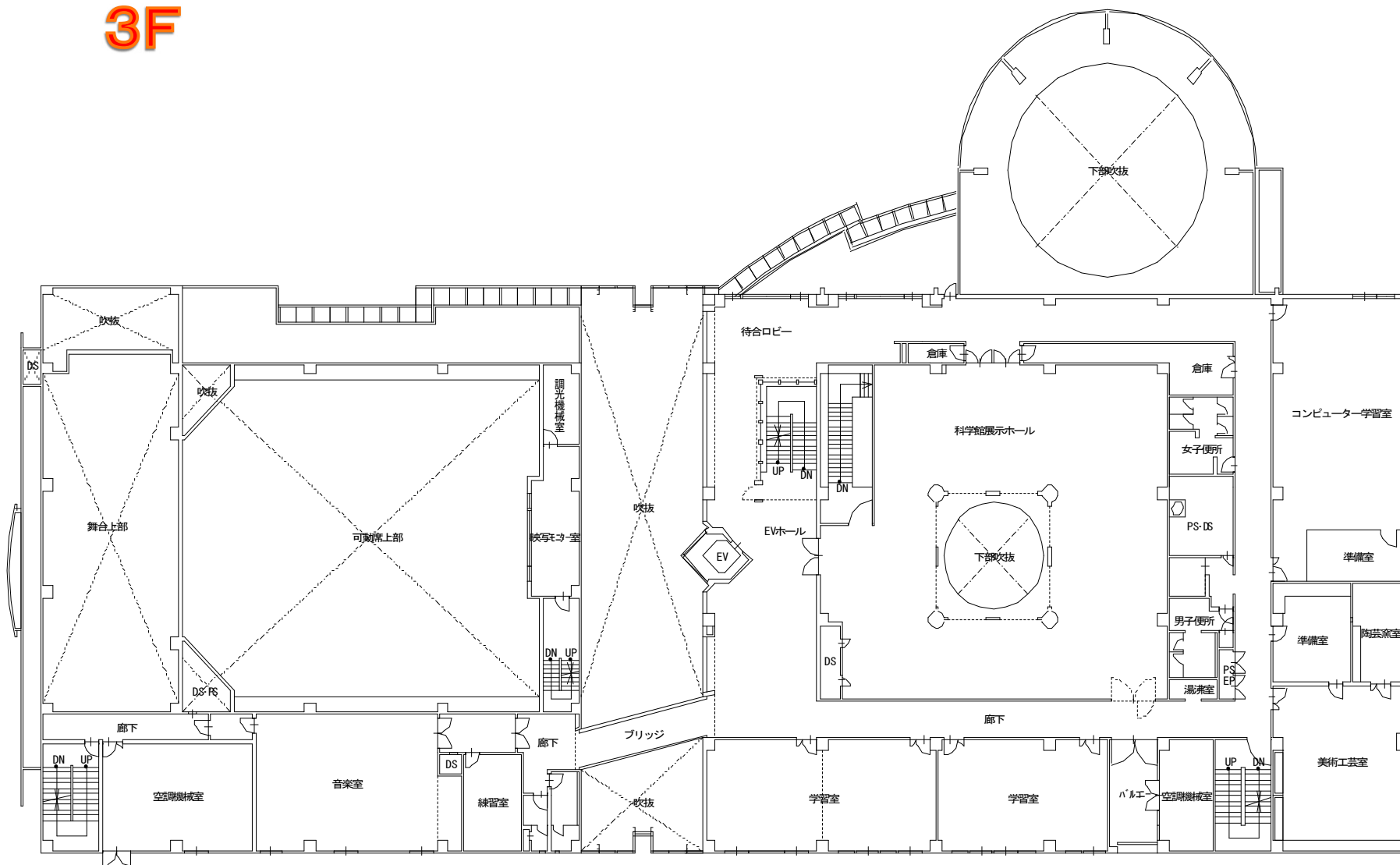
アスベスト調査箇所図



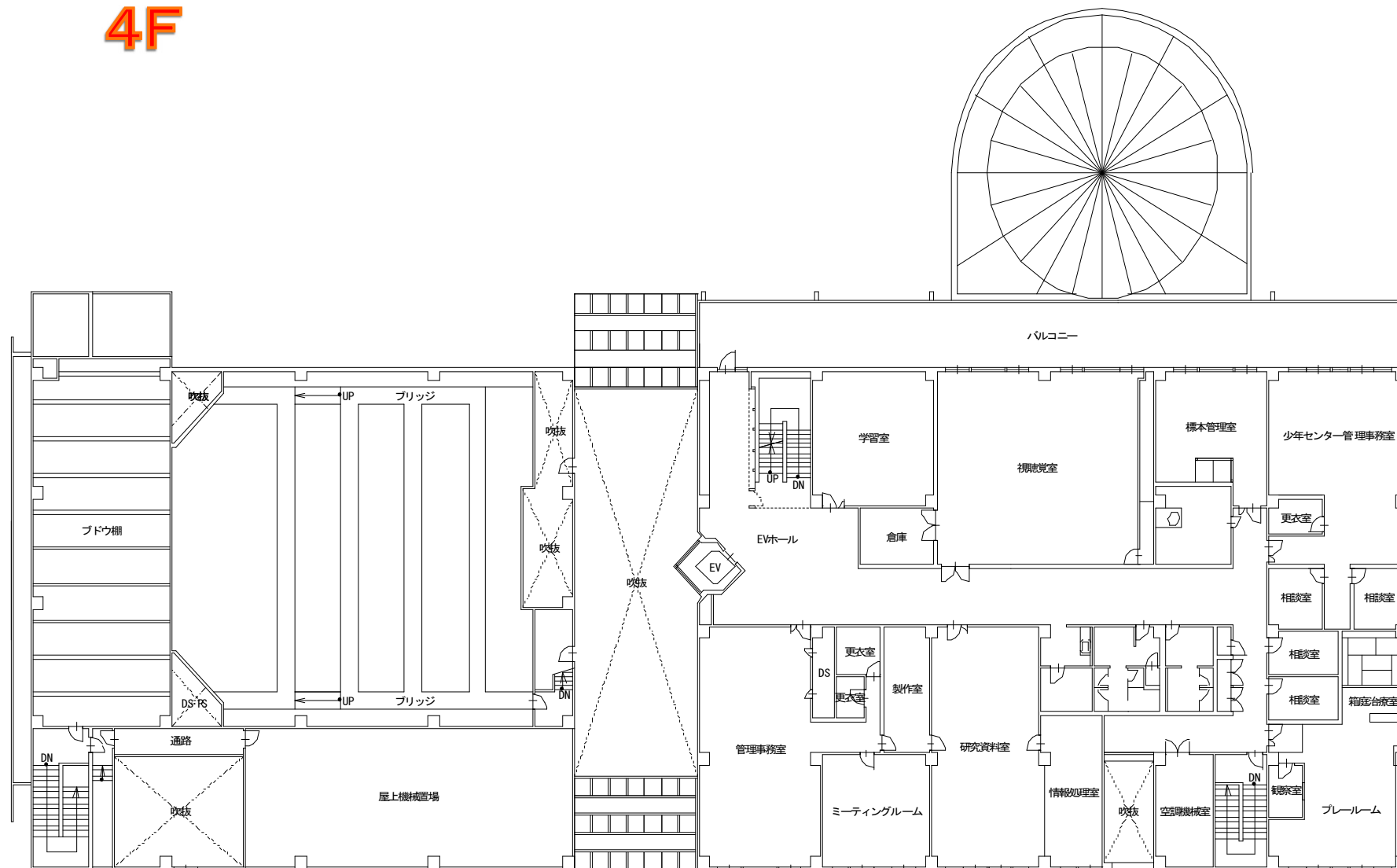
2F



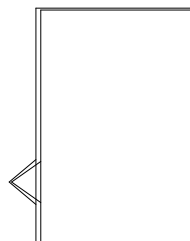
3F



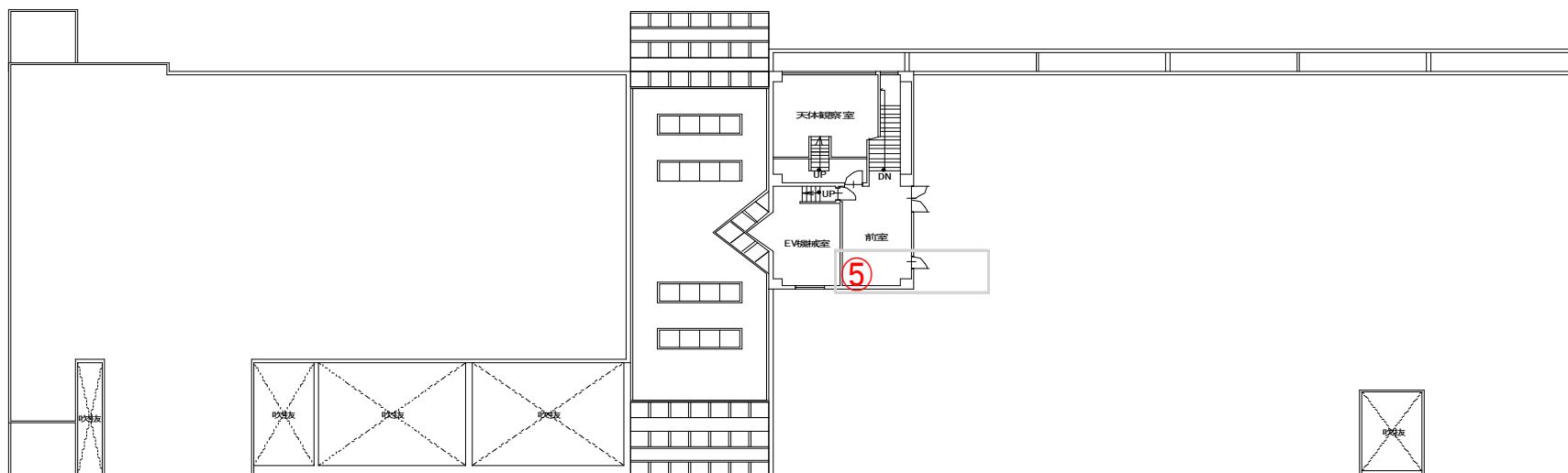
4F



5F



P H R 平面图



R 階 平面図